

出席停止扱いとなる感染症の証明について

新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ感染症に関しましては、医療機関が作成する証明書は必要ありません。提出が必要な書類は下記のとおりです。

記

学校感染症の種類	出席停止措置のため提出が必要な書類	提出する時期
新型コロナウイルス感染症に罹患した場合	① <u>保護者の方が</u> 「新型コロナウイルス感染症罹患届」を御記入ください。 ② 検査結果等、コロナに罹患したことが分かる医療機関発行の書類の <u>写し</u> を①に添付してください。	療養後登校できるようになってからお子様を通じて担任へ御提出ください。
インフルエンザに罹患した場合	① <u>保護者の方が</u> 「インフルエンザ感染症罹患届」を御記入ください。 ② 検査結果や薬の処方箋等インフルエンザに罹患したことが分かる医療機関発行の書類の <u>写し</u> を①に添付してください。	療養後登校できるようになってからお子様を通じて担任へ御提出ください。
感染性胃腸炎等その他に出席停止となる感染症に罹患した場合	医療機関で <u>診断書</u> を取っていただくか、本校の様式である「 <u>証明書</u> 」を医療機関で記入していただいでください。	療養後登校できるようになってからお子様を通じて担任へ御提出ください。

この届は保護者が記入してください。

新型コロナウイルス感染症罹患届

愛媛県立今治北高等学校長 様

年 組 番 生徒氏名

保護者氏名

医療機関にて医師より、新型コロナウイルス感染症と診断されたため、届け出ます。

1 受診した医療機関名

2 出席停止期間

令和 年 月 日 () から

令和 年 月 日 () まで

参考 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間基準 学校保健安全法施行規則第 19 条より

新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日、かつ症状軽快後 1 日を経過するまで ※ 発症（発熱）の翌日を 1 日目と数えます。
--------------	---

保護者の皆様へ

医療機関受診後、こちらの届を保護者が記入し、新型コロナウイルス感染症に罹患したことが証明できる書類(医療機関発行の検査結果等)の写しを添付して学校へ御提出ください。提出はお子様が登校できるようになってからお子様を通じて担任へ御提出ください。

新型コロナウイルス感染症に罹患したことが証明できる書類(医療機関発行の検査結果等)が何もない場合は、担任を通じて学校へ御相談ください。

この届は保護者が記入してください。

インフルエンザ感染症罹患届

愛媛県立今治北高等学校長 様

年 組 番 生徒氏名

保護者氏名

医療機関にて医師より、インフルエンザ感染症と診断されたため、届け出ます。

1 受診した医療機関名

2 出席停止期間

令和 年 月 日 () から

令和 年 月 日 () まで

参考 インフルエンザの出席停止期間基準 学校保健安全法施行規則第 19 条より

インフルエンザ	発症後 5 日、かつ、解熱後 2 日が経過するまで ※ 発症（発熱）の翌日を 1 日目と数えます。
---------	--

保護者の皆様へ

医療機関受診後、こちらの届を保護者が記入し、インフルエンザに罹患したことが証明できる書類の写し(医療機関発行の検査結果やインフルエンザ治療薬(タミフル・ゾフルーザ・イナビル・リレンザ・ラピアクタ等)の処方箋等)を添付して学校へ御提出ください。提出はお子様に登校できるようになってからお子様を通じて担任へ御提出ください。

インフルエンザに罹患したことが証明できる書類(医療機関発行の検査結果やインフルエンザ治療薬(タミフル・ゾフルーザ・イナビル・リレンザ・ラピアクタ等)の処方箋等)が何もない場合は、担任を通じて学校へ御相談ください。